

令和6年6月1日より

特殊建築物等の定期報告の電子手続きを開始します！

※建築物・建築設備(昇降機を除く)・防火設備が対象です

☆鹿児島県電子申請共同運営システム(e申請)を利用した  
電子手続きが利用できるようになります！

※従来の方法(窓口持参・郵送)でも提出可能です

☆メリット

- ・24時間どこからでも提出が可能になります！
- ・郵送料や来庁の手間が省けます！



## 手続き方法

ステップ1: 鹿児島県ホームページ内「定期調査報告書・定期検査報告書」にある  
様式をダウンロードして調査結果を記載し、報告書を作成

鹿児島県ホームページ

ホーム>社会基盤>建築>様式集>建築基準法関係様式>定期調査報告書・定期検査報告書

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah12/infra/kentiku/yoshiki/kijunyoshiki/teiki.html>

ステップ2: 鹿児島県電子申請共同運営システム(e申請)へログインして電子申請,  
報告書等のアップロード(手順は裏面をご覧ください)

※システム利用には利用者登録(無料)が必要です

ステップ3: 受付されると仮受付完了メールが送付され,  
審査が開始されると審査開始メールが送付されます

※内容に不備があった場合は、補正指示を行いますのでご対応をお願いします

ステップ4: 審査終了後、内容に不備がなければ審査完了メールが届きます

※要是正があった場合は、改善通知を郵送しますのでご対応をお願いします

※審査完了メールをもって副本の代わりとします



かごしま未来応援隊！

(愛称: KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)



# ☆電子申請の手順



① 以下URLより、e申請へアクセス（ネットで「鹿児島県 e申請」と検索しても出てきます）

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>



② 鹿児島県を選択



③ 分野で絞り込むから 建築・土木 を選択

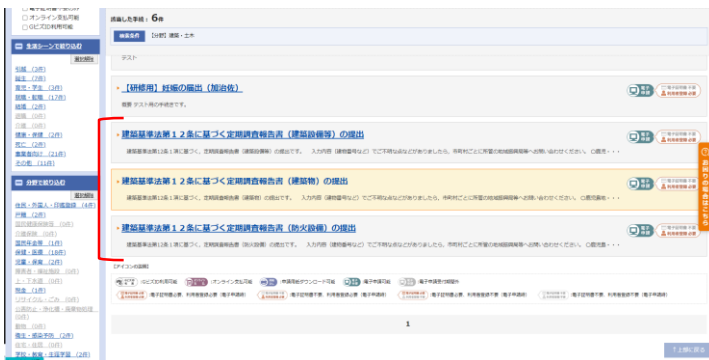


④ 提出する項目を選択



⑤ “電子申請をする” をクリック

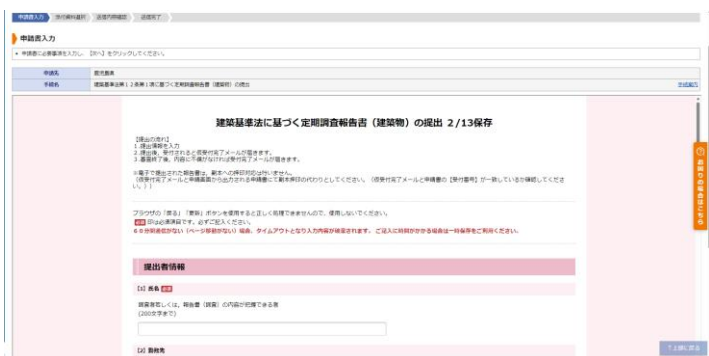
“建築基準法第12条に基づく定期調査報告書(〇〇)の提出”から選んでください



⑥ 各項目を入力



⑦ 報告書等をアップロード



※電子申請の際は、容量に限度(20MB未満)がありますので留意してください

(このチラシに関する問合せ先)  
鹿児島県土木部建築課計画指導係 TEL:099-286-3710  
(報告書に関する問合せ先)  
各振興局または各支庁の建築係

